	第32回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年11月10日（火）午後3時30分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行
４．欠席委員 1名	14番　福崎　智幸
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第32回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第32回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に3番の筒井委員、8番の加藤委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
議長	担当の私から報告します。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は西部スポーツ交流広場より南東に約400m圏内に点在した農地であり、現地の金谷迫1127-1、1127-2は腰高程度の雑草が生え、1129はハウスでイチジク、1474-1はミカン、桑の実、1491-1、1492-1、1492-3はハウスでイチゴが栽培され、1497-2、1497-4は農業用倉庫とタケノコ、1499-1はハウスでブドウが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、新規就農者で申請地において1127-1、1127-2はブルーベリー、1129はイチジク、1474-1はモモ、1491-1、1492-1、1492-3はイチゴ、1497-2、1497-4はタケノコ、1499-1はブドウを栽培予定です。農機具は耕運機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約112a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2ページ　農地法第4条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館の北西約200mに位置する農地であり、現地は既に宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は JR 豊後国分駅からおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして3ページ　農地法第5条許可申請　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院の北西約750mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、次に4ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立二豊学園の西約400mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、土木工事業を営む者が貸資材置場といて利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校の西約80mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、社会医療法人財団が、駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、大南市民センターからおおむね500m以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番和田委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾小学校の南約950mに位置する農地であり、現地は既に事業用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、自動車整備業等を営む法人が事業用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、6ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原支所より南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈ほどの草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具は２ｔトラック、トラクターを各２台、軽トラック、スキャットローダー、ロールベーラー、ラッピングマシン、レーキを各１台、草刈機を３台所有しています。利用権設定後の経営面積は約882a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約297a となります。 地区審議会で審議したところ、すべて項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、次に7ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南市民センターより南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではビニールハウスを利用して野菜を栽培します。農機具はトラクター、管理機、移植機、堆肥散布機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約312a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、7ページ　2番と8ページ　3番は関連がありますので、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を併せて報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南市民センターより南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は5066-1は保全管理、5055-3は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを1台、田植機、コンバインを各2台所有しています。利用権設定後の経営

	面積は約291a となります。 続きまして、8ページ　3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南市民センターより南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画は2番と同じです。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の9ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。1番は齊木委員が代表をされている農事組合法人の案件ですので、齊木委員さんは一旦、退室をお願いします。 （齊木委員退室）
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。941、942、972は前回と同内容での設定となり、990-1、990-2はこれまでは賃借権での設定でしたが、今回から使用貸借権、5年間の設定内容となっています。賃借料については、議案の通りです。 大南地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただ今の報告について、質問・意見はありませんか。 なければ、9ページ　1番について採決します。本件について、承認する

	ことに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、9ページ　1番は承認することとします。 では齊木委員さんは入室をお願いします。 （齊木委員入室）
議長	次の2番は長尾委員が代表をされている法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。 （長尾委員退室）
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料については、現在と同内容での設定です。 大南地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページ　2番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、9ページ　2番は承認することとします。 では、長尾委員さんは入室をお願いします。 （長尾委員入室）
議長	引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	10ページ　3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。2004-1から1991-1はこれまで賃借権での設定でしたが、使用貸借権に切り替えての再設定となっており、それ以外はこれまでと同様の内容での再設定となっています。 続いて11ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料については現在と同内容での再設定となっています。 次に12ページ　2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。こちらの案件も権利、賃借料ともに現在と同内容での再設定となっています。 次に13ページ　1番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。こちらの案件も権利、賃借料ともに現在と同内容での再設定となっています。 続いて2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。権利を設定するものが、相続人代表となっていますが、相続人の過半の同意を得ての申請です。権利と賃借料は現在と同様の設定となっています。 以上の案件を、地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
9番阿部委員	13ページ　1番の賃借料が高額ですが、理由を教えてください。

事務局	以前からハウスがあり、そのまま借りているので高額の設定になっていると聞いています。
議長	他になければ、採決した9ページ　1番及び2番を除く、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、14ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番　基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地はハウスでイチゴが栽培されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではハウスでイチゴを栽培します。所有権移転後の経営面積は約34a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ　利用権設定　1番について、野津原地区の委員さ

	んは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原712、713は野津原支所より東へ約300mの距離、野津原611は北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでイチゴが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地ではハウスでイチゴを栽培します。農機具は動力噴霧器を3台所有し、1台を借用、軽トラックを2台、軽ワゴン、トラクター、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約29a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、草刈機を各1台所有、コンバインを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南公民館より北東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は陸稲、ソバ、サトイモが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では陸稲、ソバ、サトイモを栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約11a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の17ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校より西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈ほどの草が生えていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では野菜を栽培します。農機具はトラクター、管理機を各1台借用します。利用権設定後の経営面積は約17a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページからの再設定については、事務局から説明をお願いします。1番は長尾委員の案件となりますので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。 （長尾委員退室）
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。1年間の賃借権設定を5年間に延長しての再設定です。賃借料については、これまでと同様となっています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページ　1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、18ページ　1番は承認することとします。 では長尾委員さんは入室をお願いします。

	（長尾委員入室）
議長	では、引き続き事務局より説明をお願いします。
事務局	19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利内容は使用貸借権でこれまでと同じですが、期間は3年間から5年間に延長しての設定です。 続きまして20ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、期間ともにこれまでと同じ内容での再設定です。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、期間、賃借料ともにこれまでと同じ内容での再設定です。 地区審議会で審議したところ、問題なく承認相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した18ページ　1番を除く、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは次に、21ページからは　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。

事務局	21ページ　1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は原村地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約489a となります。 22ページ　１番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は宮尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先はダイコン、タカナ、水稲を栽培する認定農業者で、申請地ではダイコン、タカナの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約999a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に野菜を栽培する認定農業者で、申請地では野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約473a となります。23ページ　3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先1人は認定農業者で、ヒマワリ、ニンニク、ゴボウ、ホウレン草、キャベツ、白ネギを栽培する予定です。次は24ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹川地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培する認定農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,505a となります。

	地区審議会で審議していただいたところ、承認相当とのご意見をいただいております。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の25ページ　1番は阿部副会長の案件が含まれていますので、阿部副会長は一旦、退席をお願いします。 （阿部副会長　退室）
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	25ページ　1番は配分権の配分替えの案件です。まず36ページ、37ページをご覧ください。農地法18条第6項で解約の通知がでています。36ページの43筆のうち、37ページの下戸次533-1、6824-1を地権者に返し、それ以外の筆を25ページで新たに配分権を結ぶという内容です。 25ページの土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。 現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先9人は認定農業者で、ニラ、ヒマワリ、ニンニク、ホウレン草、キャベツ、白ネギ、水稲、麦を栽培する予定です。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当ご意見をいただいています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、25ページ　1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、25ページ　1番は承認することとします。では阿部副会長は入室をお願いします。 （阿部副会長入室）
議長	では、引き続き続きまして、採決した25ページ　1番を除く、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは、次に26ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和35年頃より耕作放棄により原野・山林化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小学校より東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は原野・山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、昭和37年頃より耕作放棄により原野化してしまったという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小学校より東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案につて採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 次の27ページからの第6号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	27ページから28ページにかけては、農地法第3条の３届出です。相続により農地を取得したという届出が、合計で4件出ています。次に29ページから30ページにかけては、農地法第4条第1項第8号届出です。市街化区域農地を所有者自身が転用したという届出が、合計で7件出ています。続きまして31ページから35ページにかけては、農地法第5条第1項第7号届出です。市街化区域農地で権利移動が伴う転用の届出が、合計

	33件出ています。次の36ページ、37ページの農地法第18条第6項通知は第4号議案で説明した通りです。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	その他、協議事項があれば、お願いします。
事務局	農業会議より、農業委員及び推進委員の活動事例を、大分市からひとつ挙げてもらえないかという依頼がありました。今年は、大南の川床地区をモデル地区としてあげていますが、その川床地区をベースに事例を挙げてほしいとのことです。大南地区審議会で、話し合いをしたところ、工藤委員さんの活動の事例を挙げるということで了承をいただきましたので、この総会の席で、この件についての承認をいただきたいと思います。
議長	ただいまの報告について、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、ただいまの件は承認します。 その他、なにかありませんか。 なければ、これで第32回定例総会を閉会します。